

## 家 族 法 規 則 （4）

（高位裁判所およびオンタリオ裁判所）

村 井 衡 平

### 第18章 解決への申込

18. (1) 定 義。この規則において、

“申込”とは、ある事件における1件以上の請求、申立、控訴または執行および反対控訴を含んでいる。

(2) 適 用。この規則は事件が進行する以前を含むある時期になされた申込に適用する。

(3) 申込の作成。一方当事者は他方当事者に対する申込を送達することができる。

(4) 申込は当事者および弁護士によって署名される。申込はそれを作成する当事者によって個人的に署名され、かつ、もしあれば、当事者の弁護士によって署名されるものとする。

(5) 申込の撤回。申込をする一方当事者は、申込が受領される前のいつでも、それを撤回する通知を送達することにより、撤回することができる。

(6) 期限付きの申込。申込に指定された期間中に受諾されなかった申込は、取り消されたものと考えられる。

(7) 裁判所が判決の言渡を開始するとき、期限は終了する。裁判所が申込のなかで扱われている請求を処理する判決の言渡を開始するのちは、申込は受理されない。

(8) 申込の内密性。申込の受理は、

(a) 継続的な記録の中でファイルされた証書は注目する必要はなく、さら

に、

(b) 申込の中で扱われる請求を審理する判事に関連することなく、判事が費用を除いて、争いのある条項のすべてを解決する。

(9) 申込の承諾。申込を承諾する唯一の有効な方法は、それ以前のいくつかに申込をした当事者に送達することである。

(a) 申込が取り消される以前に、または

(b) 裁判所が、申込のなかで取り扱われた請求を処分する決定を開始する前に。

(10) 申込は、拒絶または反対申込にかかわらず、いぜんとして有効である。一方当事者は第18条に従って、たとえ当事者が予め申込を拒絶または反対申込をしたとしても。

(11) 申込に関係のない費用。受領された申込が費用に関係がなければ、他方は費用について裁判所に問い合わせることができる。

(12) 裁判所の是認。申込が特別な当事者を含んでいる。特別な当事者は申込をし、引っこめ、かつ、引き受けることができる。しかし、他の側が特別な当事者の申込をうけ入れ、かつ、特別な当事者が他の当事者の申込をうけ入れることは、裁判所が是認するまで、特別当事者を拘束することはない。

(13) 承諾した申込の条項を実行するのに失敗。申込を承諾した一方当事者が申込の条項を実行しないとき、他方当事者は、

(a) 裁判所の管轄権内にある申込の役割を命令へと変更するか、または

(b) 引続いて事例を、あたかも申込がなされたかのように扱う。

(14) 申込をうけ入れるのに失敗した結果としての費用の申込をする一方当事者は、裁判所が別の命令をしない限り、申込が送達された日の費用およびもし下記の条件が消去されるならば、その日からの費用も回復する権利がある。

1. 申込が申立に関連するとき、審理の日より少くとも7日前になされる。

2. 申込が申立以外の審理または証言聴取に関係するとき、審理または証言の日より少くとも7日以前に行われる。

3. 申込は審理の開始以前に終えたり、取り消されてはならない。

4. 申込は受理されない。

5. 申込をした当事者は命令を取得するが、その命令の内容は申込と同様か、それより有利なものである。

## 家族法規則 (4)

- (15) 結果的な費用。立証責任。命令が解決のためまたはそれ以上に有利なものである旨の立証責任は、細則の利益を主張する側にある。
- (16) 費用。裁判所の裁量。裁判所が費用に関して裁量権を行使するとき、裁量のための費用の書面による申込。(その日付および内容に⑭は適用されなくても)

### 第19章 証書の開示

- 19. (1) 宣誓供述書にのせる書面。すべての当事者は他方当事者からの請求後10日以内に、下記のような事項を列挙した宣誓供述書を提出するものとする。
  - (a) 事件に関連するなんらかの争点に関して、および、
  - (b) 当事者のコントロールの下にあるか、または請求にもとづいて利用できる。
- (2) 列挙された書面へのアクセス。他方当事者は請求にもとづいて、
  - (a) 宣誓供述書に列挙された書面を調査し、ただし、それが法律上の特権によって保護されるときは、この限りでない。
  - (b) 当事者自身の費用および法定のレートによって、(a)項のもとで、当事者が試する権利をもっているなんらかの書面のコピーを受領する。
- (3) 裁判所の用紙に記載された書面へのアクセス。当事者の申請、答弁、返答、申立の通知、宣誓供述書、財政状況の陳述または純家族財産の陳述。
- (4) 法律上の特権によって保護された書面。もし一方当事者が、書面は法律上の理由によって保護されると主張するとき、裁判所は申立にもとづいて、それを調査し、かつ、争点を決定する。
- (5) 特権つきの書面を使用すること。書面は
  - (a) もし他方当事者が請求に応じて証書を調べることがゆるされ、コピーが手渡され、調停セトルメント前に、証券を少なくともセトルメント協議会の30日間、自由に調べることが許されるか、または
  - (b) 事実審判事が適切と考える条件のもとに、もし必要ならば、延期・休会を含めて。
- (6) 補助的な書面または加盟協同組合—裁判所は申立にもとづいて、1つの組合が他の組合に対して、宣誓供述書を与えるよう命令することができる。

- (a) ある事件におけるなんらかの他の法人に、事情または間接に支配する件の詳細な事情を知ることが可能になる。
- (7) リスト・アップされた文書へのアクセス。細則(2)はまた必要な修正のうえ、細則(6)のもとで命じられる宣誓供述書に適用する。
- (8) 宣誓供述書から除外されたか、またはその後に発見された証券。細則または(6)で要求された宣誓供述書の送達後に、一方当事者がそれに列挙すべきである証券を発見したとか、またはリストが正確でないか、または完成していないことを発見したときは、即座に、他方当事者に、正確な情報を列挙した宣誓供述書を送付するものとする。
- (9) 追加的な証券へのアクセス。他方当事者は請求にもとづいて、
- (a) 第(8)項のもとで引用された宣誓供述書の中で例示された書面を検査するか、法律上の特権によって保護される場合は、この限りでなく、さらに、
- (b) 当事者が(a)項のもとで検査する権利を与えられているなんらかの書面のコピーを無料で受け取る権利がある。
- (10) 規則または命令に従わない。一方当事者がこの規則に従わないか、またはこの規則のもとで作られた命令に従わないとき、裁判所は申立にもとづいて、下記の1つまたはそれ以上のことをすることができる。
1. 一方当事者が他方に宣誓供述書を与えるか、または他方に無料でコピーを与えるよう命じる。
  2. 一方当事者の事例に都合のよい書面は裁判所の許可を得なければ利用しないこと。
  3. これらの規則のもとで、当事者が規則に従うか、命令を守るまで、開示を得る権利はない。
  4. 当事者の事件を棄却するか、または裁判所の返答を打破する。
  5. 一方当事者が他方に対して、この規則のもとでとられた役割りのための費用を支払うよう命じる。
  6. 一方当事者に対して、侮辱命令をいい渡す。
  7. 適切な他の命令をする。
- (11) 誰も拘束しない文書。もし文書が誰れも拘束せず、または当事者以外の人のみ拘束するか、または法律上の得権によって保護されず、かつ、一方当事者にとっては文書なしで事件を継続するのは不公平であるとき、裁判所は申立に

## 家族法規則 (4)

もとづいて、すべての当事者に通知したうえで、特別送達によって当事者以外の人に通知する。

- (a) 証書を検査し、かつ、当事者に法律扶助によってコピーを提供し、さらに
- (b) すべての目的のために、原本に代って利用できるよう準備すべく命令する。

### 第20章 証人および開示の問題

20. (1) 質問。手続。本章のもとでの質問は宣誓または確約のもとで行われるものとする。

(2) 交互尋問。人に質問をする権利には、交互尋問の権利を含んでいる。

(3) 子どもを保護する事件。権利として利用できる。子どもの保護事件において、一方当事者は、事件におけるなんらかの争点について、他方当事者より情報を得る権利がある。

- (a) 他方当事者に対する質問により、その事件において、一方当事者は他方当事者に対して、第6条(3)(a)にのべられた特別サービスの方法により、一方が他方を証人として(型式23)よび出すか、または

(4) 他の事例。同意または命令。子どもの保護事件以外の事件において、一方当事者は、事件におけるなんらかの争点について、他方から情報を得る権利がある。

- (a) 他方当事者の同意、または
- (b) 第(5)項のもとでの命令により、

(5) 質問または開示のための命令。裁判所は申立にもとづいて、ある人(当事者かそれ以外の人)が一方当事者によって質問をうけ、または宣誓供述書または他の方法により、事件におけるなんらかの焦点に関して、もし下記の条件がそろえば、他の方法で情報を開示するよう命じることができる。

1. 質問または開示を望む当事者にとって、それなしに事件を進行させることは不公平である。
2. 情報は何か他の方法によってたやすく利用することはむづかしい。
3. 質問または開示は、受け入れがたいおくれまたは不相当な費用を発生

させることはなからう。

(6) 特別な当事者の質問。質問をうける人が特別な当事者であるとき、裁判所は、申立にもとづいて、その人に加え、またはその人の代わりに誰れか他の人に質問すべく命じることができる。

(7) 宣誓供述書または純家族財産の陳述。裁判所は第(5)条のもとで、宣誓供述書または純家族財産の陳述の内容をくわしくのべるよう求められる。

(8) 質問または開示。条件づけ。裁判所は第(5)条のもとで、ある人が宣誓供述書または純家族財産の陳述の中の情報に関して質問をうけ、または詳細な開示をすべく命じることができる。

(a) もし一方当事者がなんらかの回答、財政的陳述またはこれらの規則が要求する財政的陳述または家族財産の陳述を送達し、かつ

(b) 質問に対する回答または得られた情報は別として、事件における次の段階のための何かさらなる情報を送達したり、フェイルしないことを約束するとき。

(9) 当事者でない人への通知および呼出状。裁判所は当事者以外の人から申立の通知をうけたときのみ、この規則のもとで、証人への呼出状（型式23）および付則23(4)、特別サービス〔細則6(3)〕のもとで命令することができる。

(10) 呼出に応じない人への違約金。もし細則第(9)条のもとで呼び出された人が、呼出に応じないとき、必要な修正のうえ、第23(7)が適用される。

(11) 質問する場所。質問は、質問をうける人が住む都市において行われるものとする。ただし、本人および質問する人が別の都市に住む場合に、他の都市で質問を行うことに同意するときは、この限りでない。

(12) 質問のための別の準備。質問をうける人および質問をする人が、1つまたはそれ以上の下記のことで意見が合わないとき、裁判所は申立にもとづいて、意思を決定する命令をするものとする。

1. 質問のための日付および時間。
2. 質問を記録する責任を負う人。
3. 質問を記録する方法。
4. 質問をうける人がもし当事者でなければ、質問をうける人の費用の支払いについて。

(13) 両当事者への注意。両当事者は、質問以前におそくとも3日以内に、質問

## 家族法規則 (4)

される人の姓名および住所、日付および質問の時間について通知をうけるものとする。

- (14) オンタリオ州以外の人への質問。質問をうける人がオンタリオ州以外に住んでおり、質問をうけるためにオンタリオにこないとき、裁判所は以下のよう  
に決定する。
- (a) 質問のための日付、時間および場所。
  - (b) その人はいかに多くの通知をうけるか。
  - (c) その人の面前で質問が行われよう。
  - (d) 質問をうける人に支払われるべき証人としての費用。
  - (e) 質問を記録する方法。
  - (f) 必要な場合、書記官は
    - (i) オンタリオ以外の地での質問を監督する委員への許可書（型式 20A）、および
    - (ii) オンタリオ以外の地の適切な裁判所または公的機関に、コミッ  
ッションナーの面前で質問をうけるためにやってくる人に援助を与えてく  
れるよう要請書（型式 20B）を送り、
  - (g) 他の関連する事項。
- (15) コミッショナーの義務。第(14)項のもとで許可されたコミッショナーは、
- (a) 裁判所の許可の条項に従って、これらの規則およびオンタリオの証拠  
法に従って、質問を監督する。ただし、質問が行われる地の法律が何か別  
の質問を要求するときを除いて。
  - (b) もしできれば、質問の記録のコピーを作成・維持し、
  - (c) 質問に関するオンタリオの記録を作成し、保存し、もし可能であれば、  
展示し、さらに、
  - (d) 記録が書記官に手渡されたかどうかを尋ねた当事者に通知する。
- (16) 文書または品物を提供すべき命令・質問のための命令および証人の呼出は、  
その人が何か書類または品物を持参すべく要求することができる。すなわち、
- (a) 事件における争点に関して、さらに
  - (b) 人の管理のもとにあるか、または請求にもとづいて利用できる。
- (17) 他の規則の適用。細則第(19)条(2)(4)および(5)（証券を試験し、法律上の特権  
によって保護される書面のコピーを入手する権利）を必要な変更を加えて、命

令で定められた書面に適用する。

- (18) 質問の範囲。質問をうける人は、下記について尋ねられる。
- (a) 人々の名前。事件における請求について知っていて、合理的に期待される人々の名前および裁判所の許可を得て彼等の住所。
  - (b) 審理に証人として呼んでほしいと事件の一方が裁判所の許可を得て期待する証人の名前、彼等の住所。
  - (c) 一方夫婦が呼ぶことを希望する専門証人の氏名、住所、事実認定、結論。
  - (d) それが事件と関連があるならば、保険契約の存在およびその内容から、そのもとで保険会社が金銭支払命令をうけ入れ、命令のもとで支払ったこと。および
  - (e) 事件において争いとなった他の事項。
- (19) 質問に対する返答を拒否。もしある人が質問をうけながら返答を拒否するとき、
- (a) 裁判所は、申立により
    - (i) 質問が適切かどうかを決定し、
    - (ii) 質問に対して返答する人に適切な指示を与え、
    - (iii) その人の不利に法廷侮辱命令を発し、かつ、
  - (b) もし人が一群の人であるか、または一群の人々のため、またはそれに代わって問題とされるとき、パーティは事件における証拠として拒否された情報を利用すべきではない。ただし、裁判所が細則(20)のもとで許可を与えるときは、この限りでない。
- (20) 裁判所の許可。裁判所は報道機関を利用することが他方当事者に損害を与えるか、または裁判の主張にうけ入れがたいおくれをもたらす恐れがあると判断するとき、延期も含めて、適切な条件を課すことができる。
- (21) 回答を訂正または改訂する義務。質問をうけた人または与えた回答または報道が不正確または不完全であったか、もはや訂正したり、完全なものにすることができないときは、直ちにすべての当事者に、正確で完全な通知を書面で与えるものとする。
- (22) 弁護士の回答。反対のない限り、回答は質問をうけた人の弁護士によってなされ、かつ、回答はその人自身の回答とされるべきである。質問が終了する

## 家族法規則 (4)

以前に、その人が訂正または変更しない限り、回答はその人自身の回答とみなされるべきである。

(23) 質問を記録する方法。すべての質問およびそれに対する回答は、電子工学的に記録されるものとする。

(24) 通信の秘密を維持する義務。一方当事者が規則第13条（財政的陳述）または第19条（証書の変更）のもとで、証拠を入手するとき、当事者および当事者の弁護士は、証拠およびそこから得た情報を規則第25の例外に従って利用することができる。

(25) 情報を利用することが許される。証拠およびそこから得られた情報は、他の目的に利用されることができる。

(a) もし証拠を与えた人が同意するとき、

(b) 証拠が裁判所にファイルされ、審理または審理に関して与えられるとき、

(c) 他の事件における証人の証言が疑わしいとき、

(d) 最後の事例において、同じ仲間または彼等の相続人の間において、証拠が得られた事件が取り消され、または棄却されたとき、

(26) 裁判所は秘密保持の義務を解除することができる。裁判所は、申立にもとづいて、当事者に、もし正義の概念が、証拠を提供する当事者になんらかの害悪を及ぼすとき、証拠またはそこから得た情報を打ち明ける許可を与えることができる。

## 第21章 子どもの弁護士の報告書

21. 子どもの弁護士の報告書。裁判所法の第112条のもとで、子どもの弁護士が子どもの監護および子どもとの面接についてレポートするとき、

(a) 子どもの弁護士は、裁判所法の第112条のもとで子どもを観察し、子どもの監護および子どもとの面接について観察し、

(b) 当事者は、通知をうけるたびごとに、子どもの弁護士から、子どもの監護、子どもとの面接・扶養・健康および教育を含む事情を、あたかも彼が子どもの弁護であるかのように伝えられ、

(c) 子どもの弁護士は当事者と同様に書面の開示（規則19）および質問す

る証人（規則20）、子どもの監護・面接・扶養・健康または教育を含む各種の事項について同様の権利を有している。

(d) (a)項のもとで通知したのち90日以内に、子どもの弁護士は当事者にレポートを送付し、かつ、それをファイルするものとする。

(e) レポートの送付をうけたのち30日以内に、一方当事者はそれについて議論する陳述を送達し、かつ、

(f) 審理は行われるべきでなく、裁判所は(e)項に引用された30日の期間が経過するまで、または当事者がその時までの権利を放棄する陳述をファイルするまで、最終命令をしないものとする。

## 第22章 事実の自認

22. (1) 文書が真正なものであることを自認する意味。

(a) 文書が原本であるといわれるとき、それが書かれ、署名または捺印されている。

(b) コピーであるといわれるとき、それは完全に正確なコピーであり、さらに

(c) それが当初ある人から他のある人へ送られた文書のコピー（たとえば、手紙、ファックスまたは電子メールであり、それが送られたと思われる人によって受け取られていた。

(2) 許可を請求。一方当事者は他方に対して許可を求めることにより（型式22）、事件の目的のためにのみ、ある事実が真実であること、またはある書面が真正なものであることを明らかにすることができる。

(3) 押収される書面のコピー。押収するとの請求のなかに記載された書面のコピーは、それに附属するものとされる。ただし、他方当事者がすでにコピーを所有しているか、またはコピーを押収することが現実的でないときは、この限りでない。

(4) 返事は20日以内にすることが要求される。承諾の請求が一方当事者に送達されるとき、事実が真実であるか、または書面が誠実なものであるとき、事件の目的についてのみ、事実が真実であるか、または書面が真正なものであると認められる。ただし、当事者が20日以内に返書（型式22A）を送付するときは、

## 家 族 法 規 則 (4)

この限りでない。

(a) 請求書の中に記載した特殊な事実が真実であることを否認するか、または請求書の中に言及した特殊な書面が真実であること、または

(b) 請求書の中に記載した特殊な事実が真実であると認めることを拒否し、さらにそれぞれを拒否する理由をのべる。

(5) 取り消される自白。ある事実が真実であるとか、または書面に成立したものとすゝる自認は、事件において交付された書面に含まれているか、または第(4)項から結果するものであるときは、他方当事者の同意または裁判所の許可によってのみ取り消される。

つづく